

呉市地方卸売市場業務条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第5条の2—第13条）

第2節 仲卸業者（第14条—第19条）

第3節 売買参加者（第20条—第22条）

第4節 関連事業者（第23条—第27条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第28条—第60条）

第4章 卸売の業務に関する品質管理（第61条）

第5章 市場施設の使用（第62条—第73条）

第6章 呉市地方卸売市場運営協議会（第74条—第78条）

第7章 雑則（第79条—第82条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、呉市地方卸売市場業務条例（平成19年呉市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の意義は、特に定めのある場合を除き、条例の例による。

（取扱品目）

第3条 条例第3条各号の規則に定めるその他の食料品は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に並び、それぞれ当該各号に定める物品とする。

(1) 青果部 鳥卵及び調理冷凍加工品その他出荷者が付随して出荷する物品

(2) 水産物部 調理冷凍加工品その他出荷者が付随して出荷する物品

（休業日変更の承認）

第4条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、臨時に休業し、又は休業日に営業しようとするときは、市長（市場の管理を指定管理者（条例第2条の2に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は指定管理者。次条から第5条の3まで、第6条の2及び第6条の3、第9条から第11条まで、第14条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第36条、第39条、第44条、第47条、第49条、第51条、第55条、第58条、第59条、第61条、第62条、第64条から第67条まで、第73条及び第80条において同じ。）の承認を受けなければならない。

（卸売の販売時間）

第5条 条例第5条第2項に規定する卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻は午前5時とし、販売終了時刻は午後1時とする。ただし、市長が特に必要と認められた場合は、これを変更することができる。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業務の許可申請)

第5条の2 条例第6条の2第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した卸売業務許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資金の額及び役員の名
- (4) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目
- (5) 卸売の業務の開始予定年月日
- (6) 市場の施設につき、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業の許可を受けている場合にあっては、当該営業の許可の番号及びその年月日

2 前項の卸売業務許可申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合
 - ア 履歴書及び写真（正面向き上半身脱帽のものに限る。）
 - イ 住民票抄本
 - ウ 条例第6条の2第4項第1号、第2号及び第5号に規定する者に該当しないことを誓約する書類
 - エ 資産調書
 - オ 市町村民税の納税証明書
 - カ 従業員名簿
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 申請者が法人の場合
 - ア 定款
 - イ 法人の登記事項証明書
 - ウ 貸借対照表、損益計算書及び財産目録
 - エ 法人市町村民税の納税証明書
 - オ 役員及び従業員の名簿
 - カ 株主又は出資者の氏名又は名称及びその持株数又は出資金の額を記載した書類
 - キ 業務を執行する役員に係る前号アからウまでに掲げる書類
 - ク その他市長が必要と認める書類

(許可証の交付)

第5条の3 市長は、条例第6条の2第1項の規定により卸売の業務を許可したときは、申請者に卸売業務許可証を交付するものとする。

(保証金)

第6条 条例第7条第1項の規定による保証金の預託は、本市に対する保証金として質権の設定された金融機関の定期預金証書の本市への引渡しによるものとする。

2 条例第8条の卸売業者の預託すべき保証金の額は、当該卸売業者に係る次の表の左欄に掲げる年間取扱金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とし、これらの額は、青果部と水産物部において同額とする。

年間取扱金額	保証金の額
30億円未満	150万円
30億円以上60億円未満	200万円
60億円以上90億円未満	300万円
90億円以上	400万円

3 前項に規定する保証金には、利子を付さない。

4 条例第9条第1項に規定する保証金の追加預託の指定期間は、30日とする。

(事業の譲渡し及び譲受け認可申請等)

第6条の2 条例第11条の3第1項又は第2項の認可を受けようとする者は、卸売業者事業譲渡し譲受け認可申請書又は卸売業者合併・分割認可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する認可申請書の添付書類については、第5条の2第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の卸売業務許可申請書」とあるのは「第6条の2第1項に規定する認可申請書」と、事業の譲渡し及び譲受けに係るものについては同項中「各号に定める書類」とあるのは「各号に定める書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、法人の合併又は分割に係るものについては同項中「各号に定める書類」とあるのは「各号に定める書類及び合併に係る契約書の写し又は分割に係る計画書若しくは契約書の写し」と読み替えるものとする。

(相続の認可申請)

第6条の3 条例第11条の4第1項の認可を受けようとする者は、卸売業務相続認可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者と被相続人との続き柄を証する書類及び当該卸売の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し

(2) 申請者に係る第5条の2第2項第1号に掲げる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(事業報告書)

第6条の4 条例第11条の6第1項の事業報告書は、毎事業年度の末日から起算して90日を経過する日までに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条に規定する広島県が別に定める様式により作成し、市長に提出しなければならない。

第7条及び第8条 削除

(せり人の登録)

第9条 条例第12条第1項の規定により、その使用するせり人の登録を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載したせり人登録申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 登録を受けようとするせり人の氏名及び住所

(3) 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目の部類

2 前項のせり人登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 登録を受けようとするせり人の履歴書

(2) 登録を受けようとするせり人が条例第12条第4項第1号及び第3号に規定する者に該当しないことを誓約する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(記章の再交付)

第10条 せり人は、条例第12条第3項の記章を紛失し、又は損傷したときは、速やかに市長にその旨を申し出て、当該再交付を受けなければならない。

(せり人の不適格事項該当等の届出)

第11条 卸売業者は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) せり人が条例第12条第4項第1号又は第3号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) せり人の氏名又は住所に変更があったとき。

(せり人の経験)

第12条 条例第12条第4項第4号の必要な経験は、引き続き6月以上卸売市場の業務を行ったこととする。

第13条 削除

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可申請)

第14条 条例第17条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した仲卸業務許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資金の額及び役員 の氏名

(4) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目

2 前項の仲卸業務許可申請書には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が個人の場合

ア 履歴書及び写真(正面向き上半身脱帽のもの)

イ 住民票抄本

ウ 条例第17条第4項第1号、第2号及び第5号に規定する者に該当しないことを誓約する書類

エ 資産調書

オ 市町村民税の納税証明書

カ 従業員名簿

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が法人の場合

ア 定款

イ 法人の登記事項証明書

ウ 貸借対照表、損益計算書及び財産目録

エ 法人市町村民税の納税証明書

オ 役員及び従業員の名簿

カ 株主又は出資者の氏名又は名称及びその持株数又は出資金の額を記載した書類

キ 業務を執行する役員に係る前号アからウまでに掲げる書類

ク その他市長が必要と認める書類

(許可証等の交付)

第15条 市長は、条例第17条第1項の規定により仲卸しの業務を許可したときは、仲卸業務許可証及び記章を交付するものとする。

2 仲卸業者は、仲卸しの業務に従事するときは、前項の記章を着用しなければならない。

3 第10条の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、同条中「せり人は、条例第12条第3項」とあるのは、「仲卸業者は、第15条第1項」と読み替えるものとする。

(保証金の額)

第16条 条例第19条第1項の仲卸業者の預託すべき保証金の額は、90万円とする。

2 第6条第1項及び第3項の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第7条第1項」とあるのは「条例第18条第1項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第16条第1項」と読み替えるものとする。

(事業の譲渡し及び譲受け認可申請等)

第17条 条例第21条第1項又は第2項の認可を受けようとする者は、仲卸業者事業譲渡し譲受け認可申請書又は仲卸業者合併・分割認可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する認可申請書の添付書類については、第14条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の仲卸業務許可申請書」とあるのは「第17条第1項に規定する認可申請書」と、事業の譲渡し及び譲受けに係るものについては同項中「各号に掲げる書類」とあるのは「各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、法人の合併又は分割に係るものについては同項中「各号に掲げる書類」とあるのは「各号に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し又は分割に係る計画書若しくは契約書の写し」と読み替えるものとする。

(相続の認可申請)

第18条 条例第22条第1項の認可を受けようとする者は、仲卸業務相続認可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者と被相続人との続き柄を証する書類及び当該仲卸しの業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し

(2) 申請者の第14条第2項第1号に掲げる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(事業報告書等)

第19条 条例第24条の事業報告書は、仲卸業者事業報告書により作成しなければならない。

2 仲卸業者は、毎月10日までに、前月に販売した物品について仲卸業者売上高報告書を市長に提出しなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認申請)

第20条 条例第25条第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した売買参加者承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 商号

(3) 法人である場合にあつては、資本金又は出資金の額及び役員の名

(4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

2 前項の売買参加者承認申請書には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が個人の場合

- ア 履歴書及び写真（正面向き上半身脱帽のもの）
- イ 住民票抄本
- ウ 条例第25条第4項第1号及び第3号に規定する者に該当しないことを誓約する書類
- エ 資産調書
- オ 市町村民税の納税証明書
- カ 従業員名簿
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が法人の場合

- ア 定款
- イ 法人の登記事項証明書
- ウ 貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- エ 法人市町村民税の納税証明書
- オ 役員及び従業員の名簿
- カ 株主又は出資者の氏名又は名称及びその持株数又は出資金の額を記載した書類
- キ 業務を執行する役員に係る前号アからウまでに掲げる書類
- ク その他市長が必要と認める書類

（売買参加者の承認基準）

第21条 条例第25条第4項第2号の必要な知識及び経験又は資力信用の基準は、次のとおりとする。

- (1) 各取扱品目の販売又は加工の業務の経験年数が、青果部にあつては2年以上、水産物部にあつては3年以上であること。
- (2) 十分な資金を有し、必要な資産を有すること。
- (3) 関係業界において信用のあること。
- (4) その他市長が定める基準を充足すること。

（承認証等の交付）

第22条 市長は、条例第25条第4項の規定により、同条第1項の承認をしたときは、売買参加者承認証及び記章を交付するものとする。

2 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の記章を着用しなければならない。

3 第10条の規定は、売買参加者について準用する。この場合において、同条中「せり人は、条例第12条第3項」とあるのは、「売買参加者は、第22条第1項」と読み替えるものとする。

第4節 関連事業者

（関連事業の範囲）

第23条 条例第28条第1項各号の規則で定める業務は、次の各号に掲げる関連事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業に係る業務とする。

- (1) 第1種関連事業 条例第3条に定める取扱品目（同条に規定する加工品及び第3条に規定する食料品を除く。）以外の生鮮食料品等に係る卸売業、運送業、仲仕業、金融業、冷蔵庫業及び食品加工業

(2) 第2種関連事業 飲食業, 容器回収業その他の市場の利用者に便益を提供する事業
(関連事業の許可の申請)

第24条 条例第28条第1項の規定による許可を受けようとする者は, 次に掲げる事項を記載した関連事業業務許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあつては, 資本金又は出資金の額及び役員の名
- (4) 許可を受けて営もうとする業務の種類及び内容

2 前項の関連事業業務許可申請書には, 次の各号に掲げる場合に依り, それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合
 - ア 履歴書及び写真(正面向き上半身脱帽のもの)
 - イ 住民票抄本
 - ウ 条例第29条第1項第1号及び第2号に規定する者に該当しないことを誓約する書類
 - エ 事業実績書
 - オ 資産調書
 - カ その他市長が必要と認める書類

- (2) 申請者が法人である場合
 - ア 定款
 - イ 法人の登記事項証明書
 - ウ 貸借対照表, 損益計算書及び財産目録
 - エ 事業実績書
 - オ 業務を執行する役員に係る前号アからウまでに掲げる書類
 - カ その他市長が必要と認める書類

(許可証の交付)

第25条 市長は, 条例第28条第1項の規定による許可をしたときは, 関連事業業務許可証を交付するものとする。

(保証金の額)

第26条 条例第30条第3項の関連事業者の預託すべき保証金の額は, 第69条に規定する使用料(会議室の使用料を除く。)の月額(第63条第1項において「使用料月額」という。)の5倍に相当する額とする。

2 前項の保証金の額に1,000円未満の端数があるときは, これを切り捨てるものとする。

3 第6条第1項及び第3項の規定は, 第1項の保証金について準用する。この場合において, 同条第1項中「条例第7条第1項」とあるのは「条例第30条第1項」と, 同条第3項中「前項」とあるのは「第26条第1項」と読み替えるものとする。

(売上高の報告)

第27条 第1種関連事業を営む者で, 条例第3条に規定する取扱品目(同条に規定する加工品及び第3条に規定する食料品を除く。)以外の生鮮食料品等を取り扱う卸売業者であるものは, 毎月15日までに, 前月に販売した物品について関連事業者売上高報告書を市長に提出しなければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の方法)

第28条 売買取引は、現品又は見本をもって行わなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、銘柄によることができる。

(物品の下見等)

第29条 売買取引は、売買に参加する者にその物品を下見させた後でなければ、これを開始することができない。ただし、前条ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 見本又は銘柄により売買取引を行う場合は、当該取引の開始前に、その物品の品名、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他の必要な事項を売場内に掲示しなければならない。

(売買取引の単位)

第30条 売買取引の単位は、重量による。ただし、別に取引慣習があるときは、これによることができる。

第31条 削除

(売買の呼び値)

第32条 売買の呼び値は、金額をもってしなければならない。

(せり売の方法)

第33条 せり売は、当該販売物品の品名、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他の必要な事項を呼び上げた後に、これを開始しなければならない。

2 せり落としは、せり人が最高申込価格を3回以上呼び上げたときに、これを決定し、その申込者をせり落とし人とする。

3 最高価格の申込者が二人以上あるときは、抽せんその他適当な方法により、せり落とし人を決定しなければならない。

4 せり落とし人が決定したときは、せり人は、直ちにその価格、数量及び氏名又は商号若しくは番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第34条 入札は、当該販売物品の品名、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他の必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、所定の入札用紙に入札者の氏名、入札金額その他必要な事項を記載させることにより、これを行わなければならない。

2 開札は、入札終了後、直ちにこれを行い、最高価格をもって入札した入札者を落札者とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、入札について準用する。この場合において、同条第3項中「申込者」とあるのは「入札者」と、「せり落とし人」とあるのは「落札者」と、同条第4項中「せり落とし人」とあるのは「落札者」と読み替えるものとする。

(入札の無効)

第35条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札者が誰であることを確認し難いもの
- (2) 入札金額その他必要な事項の記載が不明のもの
- (3) 一人が2通以上の入札用紙を提出したもの
- (4) 入札に際し、不当な又は不正な行為があったもの
- (5) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づいて行う指示に違反したもの

2 前項各号のいずれかに該当することにより入札が無効となる場合、せり人は、開札の際にその

事由を明示し、入札が無効である旨を知らせなければならない。

(異議の申立て)

第36条 せり売又は入札に参加した者がせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、市長にその旨を申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命じることができる。

(物品の即日販売)

第37条 卸売業者は、当日の上場ができる時まで受領した受託物品については、特別の事由があるもののほか、その日に販売しなければならない。

(指値付き受託物品)

第38条 卸売業者は、指値その他の条件のある受託物品(次条において「指値付き受託物品」という。)については、その旨を当該物品に表示し、上場の際、呼び上げなければならない。

2 前項の規定による呼び上げを行わなかった場合、卸売業者は、その指値その他の条件をもって仲卸業者又は売買参加者に対抗することができない。

(未販売の指値付き受託物品の処置)

第39条 卸売業者は、指値付き受託物品について、その条件で販売することができない場合は、その旨を委託者に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められる場合、卸売業者は、販売条件変更承認申請書により市長の承認を得た上で、その条件がなかったものとして、これを販売することができる。

第40条から第43条まで 削除

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の許可申請等)

第44条 条例第39条第1項ただし書に規定する許可を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売許可申請書(条例第39条第2項関係)を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称

(2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者並びに卸売の相手方

(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしなければならない理由

2 前項の許可を受けた卸売業者は、その許可に係る物品の卸売をしたときは、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売報告書を市長に提出しなければならない。

第45条及び第46条 削除

(受託契約約款)

第47条 条例第44条の規定による届出をしようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した受託契約約款を作成し、受託契約約款届出書にこれを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項

(2) 受託物品の保管に関する事項

(3) 受託物品の手入れ等に関する事項

(4) 受信場所に関する事項

(5) 送り状又は発送案内に関する事項

(6) 受託物品の上場に関する事項

- (7) 販売条件の設定及び変更並びに取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項
- (9) 条例第56条第1項に規定する委託手数料の額に関する事項
- (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (11) 仕切りに関する事項
- (12) 条例第39条第1項ただし書、条例第47条第3項又は条例第76条に規定する場合に関する事項
- (13) その他市長が必要と認める事項

第48条 削除

(販売原票の作成等)

第49条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、速やかに販売原票を作成しなければならない。

2 前項の販売原票には、品目、出荷者、等級、数量、単価、金額及び買受人の氏名又は名称を記載しなければならない。

3 第1項の販売原票への訂正等は、認めないものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合は、あらかじめ市長に訂正等届出書を提出しなければならない。

(売渡票等の作成)

第50条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、条例第47条第1項の規定により、直ちにその売り渡した物品に荷渡票を添付するとともに、仲卸業者又は売買参加者ごとに売渡票を作成して仲卸業者又は売買参加者に交付するものとする。

(仲卸業者の場外買入れ許可申請)

第51条 条例第48条第2項ただし書の許可を受けようとする仲卸業者は、次に掲げる事項を記載した卸売業者以外の者からの買入れ許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称

(2) 買い入れて販売しようとする物品の品目、数量、金額及び買入れの相手方

(3) 卸売業者から買い入れることが困難な事情

2 前項の許可を受けた仲卸業者が、その後において当該許可の申請内容を変更しようとするときは、卸売業者以外の者からの買入れ変更届出書を市長に提出しなければならない。

第52条 削除

(卸売予定数量等の報告)

第53条 条例第52条第1項の規則で定める時刻は、卸売の販売開始時刻の30分前とする。

2 条例第52条第1項及び第2項の規定による報告は、市長が指定する方法により行わなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第54条 条例第53条第1項及び条例第53条の2第1項の規定による公表は、別表第1に掲げる品目の範囲内においてこれを行うものとする。

2 前項の公表は、当該前開場日(条例第52条第2項の規定による報告に基づく公表にあつては、当該開場日)の午後1時以降であつて、次の卸売の販売開始時刻の30分前までに行うものとする。

(仕切り及び送金に関する特約の届出)

第55条 条例第55条の特約を結んだ卸売業者は、次に掲げる事項を記載した仕切り及び送金に関する特約届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称
- (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (3) 特約の内容
- (4) 支払方法

第56条及び第57条 削除

(支払猶予の特約に関する届出書)

第58条 条例第58条第1項の支払猶予の特約をした卸売業者は、次に掲げる事項を記載した支払猶予の特約に関する届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称
- (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (3) 特約の内容
- (4) 支払方法

(卸売代金の変更)

第59条 条例第59条ただし書の市長が正当な理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 市場の取引の経験からは予見することができない欠点があり、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
- (2) 委託者の故意又は過失により粗悪品が混入し、当該選別が不十分であると認められるとき。
- (3) 表示された量目と内容が著しく相違しているとき。
- (4) せり人の故意又は過失により、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

第60条 削除

第4章 卸売の業務に関する品質管理

(品質管理)

第61条 条例第61条第1項の規定により卸売の業務に係る物品の品質管理を確保するための方法として規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卸売業者に遵守させる事項

- ア 取扱品目を定め、これを市長に届け出ること。
- イ 温度管理機能を有する市場施設について、その設定温度を市長に届け出ること。
- ウ 品質管理の責任者を定め、これを市長に届け出るとともに、卸売場の見やすい場所に当該責任者の氏名を掲示すること。
- エ 次に掲げる事項について品質管理の責任者の責務を定め、これを市長に届け出ること。
 - (ア) 運搬車両からの荷下ろし時の品質管理に関すること。
 - (イ) 物品の鮮度又は外観、容器の破損、衛生状態等の確認に関すること。
 - (ウ) イに掲げる施設の温度管理及び確認に関すること。
 - (エ) 卸売場内での物品の取扱いに関すること。
 - (オ) 取引後における速やかな物品の搬出に関すること。
 - (カ) 市場施設等の衛生の保持に関すること。

(キ) その他品質管理の徹底に関すること。

(2) 仲卸業者に遵守させる事項

ア 品質管理の責任者を定め、これを市長に届け出るとともに、店舗の見やすい場所に当該責任者の氏名を掲示すること。

イ 腐敗に結び付く部位、物品又は混入異物の除去により物品の品質保持を図ること。

ウ 物品の適正な温度管理を行うとともに、保管期間の短縮を図ること。

エ 仲卸売場の施設及び当該施設内の機械器具類等の衛生の保持を図ること。

(3) 売買参加者及び買出人に遵守させる事項

ア 物品の品質保持のため買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること。

イ コールドチェーン(物流の各過程の間で途切れることなく物品を低温に保つことをいう。)が確保されるよう保冷・冷凍車両の利用を図ること。

ウ 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。

(4) その他の事項

卸売業者、仲卸業者、関連事業者その他の市場内において利用する搬送車両を所有する者が電気を動力とする搬送車両の利用に努めるよう求めること。

第5章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定申請等)

第62条 条例第62条第1項の規定による市場施設(会議室を除く。次項、第70条第1項、第71条及び第73条第1項において同じ。)の使用に係る指定を受けようとする者は市場施設使用指定申請書を、条例第62条第2項の規定による市場施設の使用許可を受けようとする者は市場施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、市場施設の使用に係る指定後又は使用許可後においても位置、面積、使用期間その他の使用条件を変更することができる。

(保証金の額)

第63条 条例第62条第4項の保証金の額は、使用料月額額の5倍に相当する額とする。

2 第6条第1項及び第3項並びに第26条第2項の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、第6条第1項中「条例第7条第1項」とあるのは「条例第62条第3項」と、同条第3項及び第26条第2項中「前項」とあるのは「第63条第1項」と読み替えるものとする。

(用途変更等の承認申請)

第64条 条例第63条ただし書の承認を受けようとする者は、市場施設用途変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。

(市場施設の原状変更手続)

第65条 条例第64条第1項ただし書の承認を受けようとする者は、市場施設原状変更承認申請書に変更内容が確認できる図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、工事完了後、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けた後でなければこれを使用することができない。

(市場施設の改修)

第66条 市長は、市場施設について改修する必要があると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。この場合において、使用者が当該工事の施行のために損害を被ることがあって

も、市は、その責めを負わない。

(使用施設の清掃等)

第67条 使用者は、常に市場施設を清潔にし、使用後は必ずこれを清掃し、廃棄物については所定の場所に廃棄しなければならない。

2 市場内には、他から廃棄物を持ち込んで서는ならない。

3 市長は、使用者に対して、市場施設についての保健衛生又は市場内の整とんのための必要な指示をすることができる。

(火災予防)

第68条 使用者は、市場施設の使用後は火気の使用その他の取扱いについて十分注意するほか、火災の予防について常時必要な措置を講じなければならない。

(使用料の額)

第69条 条例第68条第1項に規定する使用料の額は、別表第2に掲げる額とする。

(使用料徴収の計算)

第70条 使用者は、市場施設の使用を月の中途から開始した場合の当該月分の使用料は日割りによる使用料を納付するものとし、月の中途で返還した場合の当該月分の使用料は月額による使用料を納付するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、月の中途で返還した場合の当該月分の使用料に限り、その全部又は一部を免除することができる。

2 条例別表に掲げる卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料の算定に当たっては、前月分の売上金額をその月分の売上金額とみなす。

(使用料の納期)

第71条 市場施設の使用料は、当該施設を使用した月の末日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、別に定める日までに納付するものとする。

(使用料の計算単位)

第72条 使用料の計算においては、1か月を30日とし、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を切り上げる。

(使用者負担)

第73条 条例第68条第3項の規定により市長が指定する費用は、市場施設における電気、ガス、水道及び下水道の使用に係る費用とし、当該費用の額は、当該使用に係る実費相当額とする。

2 前項の費用は、市長が別に定める日までに納付しなければならない。

第6章 呉市地方卸売市場運営協議会

(委員の構成)

第74条 条例第72条の規定により設置する呉市地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卸売業者

ア 青果部 1人

イ 水産物部 1人

(2) 仲卸業者 青果部 1人

(3) 売買参加者

ア 青果部 1人

イ 水産物部 1人

(4) 前3号に掲げる者以外の利害関係者 3人以内

(5) 学識経験者 6人以内

(会長)

第75条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第76条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議決は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第77条 協議会の庶務は、産業部農林水産課において処理する。

(委任)

第78条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第7章 雑則

(身分を示す証明書)

第79条 条例第69条第1項の規定により立入検査をする職員は、検査員身分証明証（別記様式）を携帯しなければならない。

(市場内の掲示事項)

第80条 市長は、次に掲げるときは、その旨を市場内に掲示するものとする。

(1) 条例第4条第2項の規定により、市場を休場日に開場し、又は休場日以外の日を開場しないとき。

(2) 条例第5条第1項ただし書の規定により、市場の開場の時間を臨時に変更したとき。

(3) 第5条ただし書の規定により、同条本文に定める卸売のための販売開始時刻又は販売終了時刻を変更したとき。

(4) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者としての許可並びに売買参加者としての承認をしたとき又はそれらの資格を失い、若しくは業務の停止を命じたとき。

(5) 卸売業者が、卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき又は卸売業務を廃止したとき。

(6) 卸売業者及び仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割の認可をしたとき。

(7) 卸売業者及び仲卸業者の業務の相続の認可をしたとき。

(8) 条例第12条第3項、第13条又は第14条第1項の規定により、せり人の登録、登録の取消し又は登録の消除をしたとき。

(9) 条例第51条第3項の規定により、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命じたとき。

(10) 条例第71条の規定による処分をしたとき。

(11) 条例第76条第2項又は第3項の規定により、市長において自ら卸売の業務を行うとき。

(12) 市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき。

(13) 前各号に掲げるときのほか、市長が必要と認めたとき。

(帳票)

第81条 この規則の施行に関し必要な帳票は、別に定める。

(委任)

第82条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第54条関係)

青果部	野菜	だいこん, にんじん, はくさい, キャベツ, ねぎ, なす, トマト, きゅうり, ばれいしょ, たまねぎ, レタス, ほうれんそう
	果実	みかん (9月から3月まで), はっさく (1月から5月まで), ネーブル (12月から4月まで), いよかん (1月から4月まで), 甘夏かん (4月から6月まで), ふじ (11月から7月まで), つがる (9月から10月まで), ジョナゴールド (11月中), ピオーネ (7月から9月まで), デラウェア (7月から8月まで), 巨峰 (8月から9月まで), ベリーA (9月から10月まで), すいか (5月から8月まで), アンデスメロン (5月から6月まで), アールスメロン (6月から7月まで及び10月から11月まで), もも (6月から8月まで), 二十世紀 (8月から10月まで), 西条かき (10月から11月まで), 富有かき (11月から12月まで), 愛宕かき (12月中), いちご (12月から5月まで)
水産物部	たい, ひらめ, めばる, かわい, はまち, あじ, さば, えび, いか, たこ	

別表第2 (第69条関係)

種別	金額	
卸売業者市場使用料	その月の卸売金額の1,000分の2.16に相当する額に卸売場面積1平方メートルにつき月額96円を加えた額	
青果部低温卸売場施設使用料	1平方メートルにつき月額 724円	
仲卸業者市場使用料	条例第48条第2項ただし書の規定により許可を受けて買い入れた物品のその月の販売金額の1,000分の2.16に相当する額に仲卸売場面積1平方メートルにつき月額800円を加えた額	
関連事業者市場使用料	関連商品売場	1平方メートルにつき月額 607円
	金融機関	1平方メートルにつき月額 862円
	その他	1平方メートルにつき月額 694円
関係業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額 607円	
精算事務所使用料	1平方メートルにつき月額 607円	
その他事務所使用料	1平方メートルにつき月額 931円	
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額 483円	
加工施設使用料	1平方メートルにつき月額 607円	

水産 1 号冷蔵庫使用料	一式月額	404,176円
水産 2 号冷蔵庫使用料	一式月額	350,033円
水産製氷庫使用料	一式月額	267,003円
生けす用給排水設備使用料	一式月額	62,586円
会議室使用料	大会議室	1 回（3 時間以内）につき 880円
	小会議室	1 回（3 時間以内）につき 703円

別記様式（第79条関係）

（表面）

第 号
検 査 員 身 分 証 明 証
職・氏名_____
上記の者は、呉市地方卸売市場業務条例（平成19年呉市条例第49号）第69条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。
年 月 日
呉市長 ⑥

（裏面）

<p>1 市場内の立入検査をする場合は、本証を常時携帯し、本証を提示するよう関係人から請求があった場合には、これを提示しなければならない。</p> <p>2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 本証を損傷し、又は亡失したときは理由を付して直ちに届け出なければならない。</p> <p>4 立入検査の資格を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。</p>
--

備考 上記証明証の大きさは、日本産業規格A列7番相当とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 呉市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和2年呉市条例第17号）付則第3項の申請については、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の呉市地方卸売市場業務条例施行規則第5条の2の規定を適用する。